

相続手続き

～ 遺言書と生命保険金 ～

Q. 私は結婚しておらず、子供もいないため、兄の子供に私のすべての財産を引き継いでもらいたいと思っています。これには遺言書を作成するのがよいと考えています。ところで、私には、契約者・被保険者が私で、死亡保険金受取人が私の姉になっている生命保険契約があります。ただ、私の姉も高齢ですので、受取人はやはり兄の子供にしたいと思っています。先日、生命保険会社の担当者に行ったところ、その生命保険金には受取人の範囲制限がついており、兄の子供が受取人になることができないことになっている旨、説明を受けました。どうしたらよいでしょうか。

A. 遺言書を計画されているとのこと、ご自身やご親族の将来をお考えになってのご決心として、大変すばらしいことですね。さて、ご質問は生命保険契約の受取人の件ですね。

保険に関する法律については、明治32年に制定された「商法」の「商行為」の中に「保険」として規定がありました。これが、平成20年に商法から独立した新しい法律「保険法」として、保険に関する取扱いを統一・明確化しました。この基本的な考え方は、「保険契約者(被保険者などを含む)の利益の確保」です。「保険法」には、保険金受取人についての規定の整備をそのポイントの1つに上げています。

その第44条に「保険金受取人の変更は、遺言によっても、することができる」としています。従来は「できない」判例が多くありました。また、同条2項に「遺言による保険金受取人の変更は、その遺言が効力を生じた後、保険契約者の相続人がその旨を保険者に通知しなければ、これをもって保険者に対抗することができない」とあります。つまり、保険証券の受取人に記載され

ている方が、先に保険会社に申請して保険金の受取がなされた場合について、生命保険会社は二重払いの責任を負わないこととなります。

「保険法」によって、保険会社の規定で受取人の変更ができない場合でも、遺言書にてその受取人の指定をできることが明確になりました。ただし、相続発生後は、保険証券に記載されている受取人より先に、遺言書にて受取人に指定されている方が、受取手続きをする必要がある、ということです。もし、先に保険証券に記載されている受取人が死亡保険金を受け取った場合には、遺言書で受取人に指定された方は、生命保険会社に請求することはできず、先に保険金を受け取った方に直接請求をすることになります。ご注意ください。

相続手続きについては専門家へのご相談をお勧め致します。

●お問合せ先

相続手続き支援センター神奈川

フリーダイヤル 0120-978-640